

令和2年 第1回 福岡市選挙管理委員会

1月7日（火） 午前10時30分

## 議 題

### 1 議案

議案第1号 福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する  
収支報告書の要旨について

### 2 報告事項

「はたちのつどい」における啓発活動の実施について

### 3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和2年1月23日（木） 午前10時30分
- ・令和2年2月5日（水） 午前9時30分
- ・令和2年2月20日（木） 午前10時30分



## 議案第 1 号

福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、候補者3人の各出納責任者から訂正の届出があったので、令和元年福市選管告示第4号により告示した要旨を次のように改め、公表する。

令和2年1月7日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

- 1 東区選挙区候補者尾花康広の第1回報告分を次のように改める。

別紙1のとおり

- 2 博多区選挙区候補者古川清文の第1回報告分を次のように改める。

別紙2のとおり

- 3 城南区選挙区候補者篠原達也の第1回報告分を次のように改める。

別紙3のとおり

(理由)

選挙運動に関する収支報告書について訂正の届出があったことに伴い、公職選挙法第192条第1項の規定により公表した要旨（令和元年福市選管告示第4号）を改める必要があるため。

(関係法令)

## ○公職選挙法

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

**第189条** 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第185条第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）に提出しなければならない。

- 一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に
  - 二 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に
- 2 前項の報告書の様式は、総務省令で定める。
  - 3 第1項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(報告書の公表、保存及び閲覧)

**第192条** 第189条の規定による報告書を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、中央選挙管理会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはそのあらかじめ告示をもつて定めたところの周知させやすい方法によつて行う。
- 3 第189条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から3年間、保存しなければならない。
- 4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

○公職選挙法施行規則

(要旨の公表の様式)

第24条 前条の規定によつて提出された報告書の要旨を法第192条第1項及び第2項の規定によつて公表する場合は、別記第32号様式に準じてしなければならない。

第32号様式 (報告書の要旨の公表の様式)

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成何年何月何日執行 何選挙 (何選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する  
支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

円

3 報告書の要旨

候補者氏名	候補者届出政党、 参議院名簿届出政 党等又は所属党派	期間 何月何日から 何月何日まで	第何回分
出納責任者氏名			

収 入

主たる寄附

(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	
何 某 何	何	何	円
何 某 何	何	何	

その他の寄附 何件 何

その他の収入

今回計	何
前回計	何
総 計	何

支 出

人件費 円

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑 費

今回計

前回計

総 計

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成何年何月何日	第何回報告分
----------	----------	--------

備考

- 1 各候補者の記載の順序は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては「あいうえお」順とし、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等毎に「あいうえお」順とする。
- 2 「候補者届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派」の欄には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、法第86条第1項の規定による届出があつたときは候補者届出政党の名称を、同条第2項又は第3項の規定による届出があつたときは候補者の所属する党派名を記載するものとし、参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等の名称を記載するものとし、その他の選挙（衆議院比例代表選出議員の選挙を除く。）においては、公職の候補者の所属する党派名を記載するものとする。
- 3 「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者別の寄附額が衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙にあつては3万円以上のもの、その他の選挙にあつては1万円を超えるものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外の寄附について、その総計を何件 何円と一括記載するものとする。
- 4 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、支出の各欄ごとに外書として括弧を付して記載するものとする。

## 報告事項

### 「はたちのつどい」における啓発活動の実施について

#### 1 目的

近年、若年層の投票率が低下傾向にあることから、特に投票率の低い二十歳の新成人に対し、選挙への意識と関心を高め、投票参加へとつなげることを目的として選挙啓発を実施するもの。

#### 2 日時

令和2年1月13日(月・祝)13時30分～14時

#### 3 場所

成人の日記念行事会場(マリンメッセ福岡入口)

#### 4 内容

- (1) めいすいくん(着ぐるみ)との記念撮影会
- (2) 選挙に関するメッセージボードの作成
- (3) 若者向け啓発冊子の備え置き(自由持ち帰り)
- (4) 選挙啓発動画の会場内大型ビジョン放映

※(1)(2)の詳細については下記のとおりです。

- (1)(2) 選挙に関するメッセージボードの作成及び記念撮影  
(写真は昨年度の様子)



選挙に関するメッセージ(意思表示や投票の呼びかけなど)をホワイトボード(A3)に記入してもらい、ホワイトボードを持って写真を撮影します。

新成人本人の許可が得られれば、福岡市明るい選挙推進グループ「CECEUF」のInstagramに写真を掲載します。

#### 5 従事者

市選管職員・福岡市明るい選挙推進グループ「CECEUF」計6名